

「舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(案)に対する意見募集の結果について

◆処理区分

A: 意見を踏まえ、素案の改正等を行うもの	4 件
B: 意見を踏まえ、その趣旨を施策展開に反映させていくもの	4 件
C: 意見の趣旨がすでに案に盛り込まれているもの。	0 件
D: 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの	6 件

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
立ち番について			
1	<p>直接持ち込みが増加している理由としては、計画(案)に記載されているもの以外に、町内の集積所に排出する際、プライバシーに立ち入られてしまうという抵抗感から持ち込みを選択するケースがあるのではないかと。</p> <p>立ち番の方にごみの内容を見られることで自分の嗜好や生活内容を知られてしまうことを嫌ったり、また、立ち番をする側もプライバシーに立入っているようで嫌な気持ちになる方もいると思う。</p> <p>対策として立ち番の取りやめを提案したい。これにより分別が不十分になること、排出時にごみ分別に困る人が出ることが想定されるが、判別しにくいごみについては、それを入れる箱を新たに用意することで概ね解決できると思う。追加費用を要するかもしれないが、個人情報の保護というのは自治体が掲げる政策の中でも優先順位は上位のものであるはずなので、そこへの経費の支出は市民の理解を得られると考える。どうしても立ち番が必要ななら業者に委託する等してほしい。</p> <p>計画(案)にある「任意化」を「立ち番取りやめ」または「立ち番の業者委託」といった内容に改めていただきたい。</p>	D	<p>立ち番については、平成 10 年 5 月に不燃ごみ 6 種 9 分別収集を実施した当初から、適切な分別のご案内と不法投棄等の不適正排出の予防の観点から、自治会の皆様に各集積所へ配置をお願いしているところです。</p> <p>市としましては、こうした集積所の管理負担の無いことが地域負担やプライバシーの観点から望ましいものと理解しているところではありますが、現状におきましては、こうしたごみ集積所の管理体制が無いままでは、集積所の秩序維持が難しい状況にあります。</p> <p>また、市内には約 600 か所の不燃ごみ集積所があり、市がすべての集積所を管理するためには多額の費用を要することから、ごみを排出され、収集するまでの間の管理についてはごみを排出される市民の皆様の協力が不可欠であります。</p> <p>こうした中、新たに実施する月 2 回収集のペットボトル、プラスチック容器包装類の収集では、排出できる品目が限定されていることから、地域負担を考慮し、基本的に立ち番は不要としたところです。</p> <p>また、月 1 回実施する不燃ごみ 7 種 9 分別収集での立ち番については、当面は地域の皆様に立ち番をお願いしつつも、7 月から実施する不燃ごみ有料化による新たなごみ排出ルールの定着状況を見ながら、集積所の秩序維持の観点からの必要性、また、地域事情を考慮するとともに、不燃ごみ集積所の管理ルールを整備するなど、できる限り早期に立ち番の任意化を検討したいと考えております。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
ごみ分別ルールブックについて			
2	<p>近年、新聞購読世帯の減少が著しく、また若い子育て世代やアパート・マンションの若い住民世帯に回覧板が回っていないことがあるので、年度替わりに1世帯1部必ずルールブックが届くようにしてほしい。</p>	A	<p>ごみ分別ルールブックは、新聞折り込みにより配布するとともに、市役所のほか、西支所、加佐分室等の公共施設に配架し、市民の皆様にご提供しているところ。また、郵送での提供にも適宜対応しており、分別ルールの周知を図っているところ。</p> <p>また、本市に転入されてきた方に対しては転入時にルールブックをお渡しし、また、アパート・マンションには、管理者様からの求めに応じて、必要部数を提供しているところ。</p> <p>ごみの適正排出を推進するためにはごみ分別方法の周知が不可欠となりますことから、市としましては、上記の対応に加え、市公式ホームページ、公式LINEにごみに関する情報を掲載しているところであり、こうした市が発信する情報にアクセスしやすい環境作りについて計画に記載することとします。</p>
3	<p>ごみ分別ルールブックの分別例一覧の品目、種類を増やしてほしい。活字が小さくカラーで印刷がかぶっており見づらいので大きくしてほしい。</p>	A	<p>ごみ分別ルールブックの分別例一覧については、紙面の都合上、限定された内容となっています。</p> <p>しかしながら、ごみ分別に関する情報提供にあたっては、品目、種類を細かく情報発信することにより、適切な分別と排出が期待できることとあります。</p> <p>品目ごとの分別一覧については、既存のごみ分別ルールブックのほか、市ホームページなどを活用し積極的に情報発信に努める旨、計画に記載することとします。(P55)</p>
3Rの啓発について			
4	<p>大半の世帯が仕事や家事、育児、介護に時間を追われる中で、ごみについて知る余裕がなく、回覧板やルールブック等で知るのが現実である。</p> <p>他人事ではなく、もっと自覚できるように、処分場やリサイクルプラザの選別状況など目で見えてわかる情報を回覧等で伝えてほしい。そもそも、なぜごみ減量が必要なのかをもっと大きくアピールしてほしい。</p>	B	<p>最終処分場やリサイクルプラザの選別状況については、これまでから施設見学の受け入れや出前講座の実施、広報紙などでの啓発記事の掲載や市ホームページでの情報発信など、様々な取り組みをしてきたところ。</p> <p>しかしながら、廃棄物をとりまく状況は近年急速に変化しており、そうした状況に対応したさらなる啓発が必要であると考えているところであり、計画におきましては、『【基本方針3】市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む』の中で、「ごみのことを知る・学ぶ」の項目を設け、市民がごみを知ったり、学んだりする機会を提供するとともに、様々な工夫をして情報発信、啓発事業を行うこととしています。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
			市としましては、ご指摘の内容について、今後、基本計画(案)に基づきさらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。
5	家の不用品の処分はこれからも増えると思う。自身も家具をもらっていただいて喜んでいただき助かったことがある。 コロナ禍でフリーマーケットの開催が難しい中、リサイクルプラザで実施している「ゆずりますもらいます」を多くの人に活用していただければ、ごみ量は確実に減ると思うのでアピールしてほしい。	A	基本計画(案)におきましては、『【基本方針1】3Rの推進』の中で『リユースの取り組み』の項目を設け、リユース事業の活性化、充実に関する行政の取り組みについて記載しています。 リサイクルプラザで実施している「ゆずります、もらいます」事業については、現在、市ホームページで情報発信しており、今後もなるべく多くの方にご利用いただけるよう掲載内容の充実を図ってまいりたいと考えております。なお、基本計画(案)に具体的な事業名の記載がありませんので、事業名を記載することし計画を修正します。
6	海の京都・舞鶴の自然をごみから守るということは、自分たちの子孫を守ることに繋がり、ごみの減量が市の財政、市民の暮らし向上にも繋がると広くアピールしてほしい。	B	基本計画(案)におきましては、『【基本方針2】住み続けられる持続可能な地域』の中で、「食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などにおいては、国際協調の下で新たな取り組みが進められており、私達に身近な地域社会においてもさらなる取り組みが求められています。持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制であり、これからの持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3Rを進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要があります。」と記載しております。 また、『【基本方針3】市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む』の中で、「ごみのことを知り・学ぶ」ことに関する今後の取り組み方針を記載しているところであり、今後、古来より海とともに歩み発展交流してきた「海のまち舞鶴」として、しっかりと情報発信に努めてまいりたいと考えております。
7	プラスチックをどのように再資源化しているのかの記載がない。	A	基本計画(案)の中では具体的な資源化の方法については記載していませんでしたが、資源化の内容をイメージしていただきやすいよう、ごみ種別ごとの資源化の概要について計画中に記載します。

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
食品ロスについて			
8	事業者の食品ロス対策で、他市はフードバンクをやっているが、舞鶴市で検討する考えはあるのか。	D	<p>フードバンクについては、食品の有効活用や食品ロス削減の観点からその役割が期待されているところであり、本市では、市民団体において、それぞれの団体の考えや目的に沿って、フードバンク活動や支援活動を実施されているところです。</p> <p>ごみに関する取り組みは、行政だけで実施できるものではなく、市民や団体、事業者がそれぞれの考えや目的のもとで主体的に取り組むことが重要であると考えております。</p> <p>基本計画(案)におきましては、『【基本方針3】市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む』の中で「連携・協力と役割分担」の項目を設け、「市民(団体)、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を推進する」と記載しているところであり、市民や団体の自主性を育みつつ、食品ロス削減の取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>
海洋ごみについて			
9	<p>先日、プラスチック汚染の脅威についてのスペシャル番組があった。プラスチックにより海や大気が汚染される、生物や人間への影響がある、今行動を始めるといったことをみんなに伝え知ってもらう必要がある。</p> <p>小中学校で学ぶ機会を設け、子どもから親が学ぶということも素晴らしいことである。</p>	B	<p>基本計画(案)におきましては、『【基本方針3】市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む』の中で、「ごみのことを知る・学ぶ」の項目を設け、市民がごみのことを知ったり、学んだりする機会を提供するとともに、様々な工夫をして情報発信、啓発事業を行うこととしています。</p> <p>市としましては、プラスチックごみの減量・資源化や海洋プラスチック問題に関しては、これまでから小学校での出前授業や市民向け出前講座を行うとともに、ごみ分別ルールブックへの掲載、まいづる環境フェスタなどのイベントなどで啓発を行っているところであり、今後も引き続き、基本計画(案)を推進する中で、積極的に情報発信に努めてまいりたいと考えております。</p>
10	市内の漁師が使用しているプラスチック製漁具の規制はしないのか。また、市では海でのプラスチック漁具の紛失量は把握しているのか。	D	<p>海洋プラスチックについては、国内外において高い関心を集める重要な政策課題となっているところであり、水産庁では、漁業関係団体、漁具製造業界団体等と協議し、平成31年4月に「漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組」を取りまとめています。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
			<p>その中で、プラスチック製漁具については、使用済み漁具の適正処理や流出防止、生分解性プラスチックを使用した漁具の開発促進を行うとされており、市としては、今後、国の方針に基づき取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、海でのプラスチック製漁具の紛失量について、市内漁業者においても漁業活動によって紛失する量を記録する仕組みが無いため市でも把握しておりませんが、漂着ごみにつきましては、国の漂着ごみ組成調査ガイドラインに基づき、令和2年度から市内の海岸において漂着ごみの組成や流出元などの調査を京都府と連携して実施したところであり、今後も引き続き国や府と連携を図り対応してまいります。</p> <p>基本計画(案)におきましては、海洋プラスチックへの対応として、「非意図的なプラスチックごみの流出防止に向けた啓発」、「海洋関係機関・団体と連携し、発生抑制に向けた協議」を行うこととしており、今後、基本計画(案)に基づき取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>
事業系ごみ対策について			
11	<p>事業者ごみの量が変わらないのは何故か。事業者ごみの種類を把握し、最も出している種類に対し対策を練るべき。</p>	B	<p>可燃ごみの減量啓発に向けては、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれについても、ごみの組成を調査し、減量の対象を重点的に啓発することが必要であると考えております。</p> <p>事業系可燃ごみについては、業態により排出内容が大きく異なり、事業所ごとに取り組むべき内容が異なります。そうした中、事業系ごみの適正排出を推進するため、事業者向けのチラシを作成し配布しているところであり、今後も引き続き啓発してまいりたいと考えております。</p> <p>基本計画(案)におきましては、『【基本方針1】3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進』の中に「その他の取り組み」として、事業系ごみ量の実態把握など、事業系ごみの減量に向けた取り組みについて記載しているところであり、市としましては、今後、基本計画(案)を推進する中で、しっかりと取り組みを推進してまいりたいと考えております。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
有料化について			
12	<p>不燃ごみの持ち込み増加は、高齢化によるものや職業上指定時間内に出せない人がいることも理由の一つではないか。</p> <p>手数料と予約が必要なのは、使い勝手が悪い。実質持ち込み禁止は考慮してほしい。</p>	D	<p>本市でのごみ排出は、施設周辺環境への影響、処理効率等を考慮して、「収集」を基本としています。</p> <p>直接搬入につきましては、近隣市では、ごみ処理施設への搬入時にごみの搬入量に応じた従量制により、すでに手数料を徴収されております。</p> <p>一方、本市では長年無料で受け入れておりますが、直接搬入は年々増加し、20年前に比べ、清掃事務所は3.8倍、リサイクルプラザでは2.1倍になっており、受付や誘導のための人員配置等に要する費用は年々増加傾向にあり、また、施設周辺道路で度々渋滞が発生するなど、施設周辺の環境悪化が懸念されています。</p> <p>市としましては、直接搬入の増加の影響は、廃棄物処理施設の運用上の問題だけではなく、市の財政や施設周辺住民の生活に影響するものと考え、令和3年7月から、搬入受付手数料を徴収することとしました。</p> <p>なお、この見直しに合わせ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集を実施するなど、ごみ排出利便の取り組みを実施することとしています。</p>
13	<p>ごみの量で金額に差をつけ平等化するとあるが、平等化という考えが間違っている。世帯人数が多ければごみが増えるのは当然であり、これでは、人数の多い世帯が罰金を払っているようなもの。ごみ処理は公共サービスの原点であるので、指定袋は廃止し、住民税から行うべきで、取れるところから取る考えはやめていただきたい。</p>	D	<p>ごみの有料化施策は、ごみの減量やリサイクルを進めるための仕組みであり、その収入はごみ処理体制の維持やごみ処理における市民サービスの充実を図るための財源となります。</p> <p>現在、市のごみ処理経費は年間約13億円要しており、可燃ごみ処理手数料は約1億7千万円、処理費用の約13%となっております。今回のごみ処理手数料の見直し後におきましては、市民の皆様には、指定ごみ袋による手数料収入等により約20%をご負担いただくことを想定しております。</p> <p>こうしたごみ処理手数料は、ごみ処理経費のすべてを市税等で充当するのではなく、ごみを出す人が指定ごみ袋を購入いただくことにより、たくさんごみを出す人にはより多くの費用をご負担いただき、ごみの減量やリサイクルに取り組む人には負担が少なくなる仕組みであり、公平な受益者負担の実現を目指す施策でありますので、市民の皆様にはこうした制度の目的についてしっかりと説明してまいりたいと考えております。</p>

	意見の概要	処理 区分	意見に対する市の考え方
剪定枝の資源化について			
14	<p>剪定ごみは現在指定袋に入れて焼却処分されているが、燃料費人件費など費用がかかるうえ、大量のビニール袋が燃やされている。また、剪定ごみの受け入れ量は毎日チェックされているので、1カ月の量と維持管理費を考慮したうえで、剪定ごみの処理については、チップにして市内外に販売してはどうか。</p>	D	<p>剪定ごみについては、現状では市場が確立されておらず、有価物(資源物)としてではなく廃棄物として処理しなければならない状況にあります。このため、基本計画(案)においては、市清掃事務所で焼却処理することとしています。</p> <p>市としましては、木材の再生利用について、国の方針や動向、他自治体の状況などを見ながら検討してまいりたいと考えております。</p>